の5	月者給与等支給額が増加した場合  上げ及び設備投資を行った場合  別控除に関する明細書	·又I つ	は給与等 法人税額	連事年	結業度	法人名			
(各	用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 連結法人の別表六の二(二十)付表二 の合計)	1		円		整 前 連 結 税  表一の二(一)「2」、別表一の二(  又は別表一の二(三)「2」)	額二)	21	円
(各	準雇用者給与等支給額の合計額 連結法人の別表六の二(二十)付表一 の合計)	2			法	個別給与控除額の合計 (各連結法人の別表六の二(二付表二「24」の合計)		22	
調	整前雇用者給与等支給増加額(1)-(2)(マイナスの場合は0)	3			人	雇用者給与等支給増加 (3)-(22) (マイナスの場合は0)	額	23	
増	加 促 進 割 合 (3) (2)	4			T.M.	調整前税額控除限度 (23)×10 ((6)≦(7)の場合は0)	額	24	
(各	蛟雇用者給与等支給額の合計額 連結法人の別表六の二(二十)付表一 の合計)	5		円	税	税 額 控 除 加 算 基 準 (((1) - (5))と(23)のうち少な 金額)	(V)	25	
平	均 給 与 等 支 給 額 「別表六の二(二十)付表一「14の①」)	6			額	連中人 税 額 控 除 加 算   結小以 親連外 (25) × 2/100		26	
	較 平 均 給 与 等 支 給 額 別表六の二(二十)付表一「14の②」)	7			の	法結の 人親場 が法合 が法合 が法合 ((1) < (5) の場合又は(9) < (若しくは(7) = 0 の場合は0	. 02	27	
	均 給 与 等 支 給 増 加 額 (6)-(7) (マイナスの場合は0)	8				連連 結結 親親 法法 ((9) < 0.02又は(7) = 0 の場合に		28	
平	均 給 与 等 支 給 増 加 割 合 (8) (7)	9			特	人人 がの 中場 小合 税額控除限度 (24)+(28) ((1)<(5)の場合は0)	額	29	
継続雇用者	継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付 表一「19の①」の合計)	10		円	別	当 期 税 額 基 準 (21)×10又は20 100	額	30	
者給与等支	継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の (別表六の二(二十)付表一「19の②」又は「19の③」) の合計)	11				当 期 税 額 控 除 可 能 (((27)又は(29))と(30)のうち少 い金額)	額な	31	
支給増加割	継続雇用者給与等支給増加額(10)-(11)(マイナスの場合は0)	12			控	個別給与控除額の合計 (各連結法人の別表六の二(二 付表二「38」の合計)	額 十)	32	
合の計算	継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(12)}{(11)}$ $((11) = 0$ の場合は $(0)$	13			除	雇用者 絹 与 等 文 絹 増 川 (1)-(5)-(32) (マイナスの場合は0)		33	
国内設備	国内設備投資額の合計額(各連結法人の別表六の二(二十)付表一「20」の合計)	14		円		税 税 額 (20) ≥20%又は(17) = (19) > 0 の (33) × 20 100 ((13) <0.03又は(14) < (16) の場合(15)	t0)	34	
設備投資に係る計算	当期償却費総額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「23」の合計)	15			,,,	控除除限 ((13) < 0.03又は(14) < (16) の場合(15) には 度額 ((13) < 0.03又は(14) < (16) の場合(15) には (13) < 0.03又は(14) < (16) の場合(15) には (15) の場合(15) には (15) の場合(15) には (15) に	合 t0)	35	
る計算	当期償却費総額の合計額の90%相当額 (15)× <del>90</del> 100	16			Ø	当期税額基準 (21)× <del>20</del> 100	額	36	
教育訓	教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表一「24」の合計)	17				当 期 税 額 控 除 可 能 (((34)又は(35))と(36)のうち少 い金額)	額な	37	
練費増	比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十)付表-「29」の合計)	18			計	期 税 額 控 除 可 能 (31)又は(37)	額	38	
加割合の	教 育 訓 練 費 増 加 額 (17) - (18) (マイナスの場合は 0)	19			算	整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 (別表六の二(二十五)「7の②」)	額	39	
計算	教育訓練費増加割合 (19) (18) ((18) = 0 の場合は0)	20				人税額の特別控除(38)-(39)	額	40	

## 別表六の二 (二十) の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6 第1項《給与等の引上げ及び設備投資を行った場合 等の法人税額の特別控除》又は平成30年改正前の措 置法第68条の15の6第1項《雇用者給与等支給額が 増加した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用 を受ける場合に記載します。
- 2 「税額控除限度額27」又は「税額控除限度額29」 の各欄は、「増加促進割合4」の割合が0.05(その 適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結 親法人(平成30年旧措置法第68条の15の6第2項第 7号に規定する中小連結親法人をいいます。以下同 じ。)である場合には、0.03)未満である場合には、

「0」と記載します。

- 3 「当期税額基準額 30 は、その適用を受ける連結 (21)× 10又は20 100 は、その適用を受ける連結 法人に係る連結親法人が中小連結親法人である場合 には「10又は」を消し、その他の場合には「又は20」を消します。
- 4 「当 期 税 額 控 除 可 能 額31」は、その適 (((27)又は(29))と(30)のうち少ない金額)31」は、その適 用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親 法人である場合には、「(27)又は」を消し、その他 の場合には「又は(29)」を消します。